

公 告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び別府市契約事務規則(平成2年別府市規則第46号)第22条の規定に基づき公告する。

令和8年9月10日

別府市長 長野 恭紘



1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

南立石児童クラブ室整備業務

(2) 履行場所

別府市南立石公園町1番1号

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年5月31日まで

(4) 業務の概要

本業務における事業者の業務範囲は次のとおりとする。

- ア 事前調査業務
- イ 設計業務
- ウ 建設業務
- エ 監理業務
- オ 各種申請等業務

(5) 予定価格

非公表とする。

(6) 最低制限価格

設定しない。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、次に掲げる資格要件をすべて満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告日において、別府市が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の時期等に関する告示(昭和55年別府市告示第176)により建築一式工事について入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (3) 公告日において、別府市が発注する物品等の調達及び役務の提供に係る競争入札参加資格審査要綱(令和6年別府市告示第298号)により業種コード「106 リース・賃貸借」について入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (4) 公告日から開札予定日の前日までの間のいずれの日においても別府市が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領(昭和60年別府市告示第76号)又は別府市が発注する物品等供給契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領(令和5年別府市告示第71号)(以下「指名停止等措置要領」という。)の規定に基づく指名停止期間中でないこと。
- (5) 開札予定日以前3箇月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (6) 破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。)でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職者を有する団体及びそれらの利益となる行動を行う者でないこと。
- (8) 沖縄県を除く九州管内に建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく本店又は別府市との契約について委任を受けた支店等があること。
- (9) 建築一式工事について、建設業法に基づく特定又は一般建設業の許可を有する者であること。
- (10) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (11) 平成28年度以降に元請けとして、国又は地方公共団体等が発注した延床面積200㎡以上の新築の軽量鉄骨系のプレファブリケーション造(仮設建築物は除く。)の実績(工事請負契約、賃貸借契約を含む。)を有すること。
- (12) 次に掲げる条件をすべて満たす技術者をそれぞれ選任できること。

配置予定技術者は、入札参加資格審査申請書の提出日以前に3箇月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有するものとする。

なお、建設業務の配置予定技術者と監理業務の配置予定技術者の兼務は認めない。

また、建設業務においては、専任特例2号による監理技術者（建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者をいう。）の配置は認めない。

ア 設計業務

(ア) 管理技術者

建築士法に規定する一級建築士の資格を有する者

イ 建設業務

(ア) 主任（監理）技術者

建設業法第26条に規定される建築一式工事に係る技術者の資格を有する者

なお、請負代金の額が建設業法第26条第3項及び建設業法施行令(昭和31年法律第273号)第27条第1項に規定された金額以上の時は専任の技術者を配置し、また、当該業務で見込まれる下請契約の下請代金の額の総額が建設業法第3条第1項及び建設業法施行令第2条に規定された金額以上の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証(監理技術者講習修了履歴)を有する者であること。

ウ 監理業務

(ア) 工事監理者

建築士法に規定する一級建築士の資格を有する者

3 入札に関する手続き等

(1) 公告等の配布

公告等の配布を次のとおり行う。

また、当市のホームページ(以下「ホームページ」という。)からもダウンロードすることができる。

URL：https://www.city.beppu.oita.jp/sangyou/nyuusatu_keiyaku/itaku

ア 配布日

令和8年9月11日(金)から令和8年10月2日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日等の休日(以下「休日」という。)を除く、午前9時から午後5時まで

※ホームページからの閲覧及びダウンロードに関しては、日時等の指定を設けないものとする。

イ 配布場所

「7の事務局」とする。

ウ 配布資料

公告、仕様書、資料、入札参加資格審査申請書類一式

(2) 公告等に関する説明会

公告等に関する説明会は実施しない。

(3) 現地見学会

現地見学会を次のとおり実施する。また、現地見学会において、公告、仕様書等の配布は行わないので、入札参加者各自で用意すること。なお、現地見学会に不参加であつ

ても、本件入札において不利益な取扱いを受けるものではない。

ア 日時及び場所等

令和8年9月18日(金)予定

※日時、集合場所等の詳細については、現地見学会参加申込を行った者に個別に連絡する。

イ 現地見学会の参加受付

(ア) 受付期間

令和8年9月11日(金)から令和8年9月16日(水)までの休日を除く午前9時から午後5時まで

(イ) 提出先

「7の事務局」とする。

(ウ) 提出方法

現地見学会参加申込書【様式1】に記入のうえ、電子メールにて提出すること。電子メール送付に当たっては、標題を「南立石児童クラブ室整備業務現地見学会申込」とすること。

なお、上記以外の方法(電話、FAX、口頭、郵送等)は一切受け付けない。

(4) 公告等に関する質問の受付

公告等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

令和8年9月11日(金)から令和8年9月18日(金)までの休日を除く午前9時から午後5時まで

イ 提出先

「7の事務局」とする。

ウ 提出方法

公告等に関する質問書【様式2】に質問内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにて提出すること。電子メール送付に当たっては標題を「南立石児童クラブ室整備業務質問書」とすること。

なお、上記以外の方法(電話、FAX、口頭、郵送等)による質問は一切受け付けない。

(5) 公告等に対する質問への回答

提出された質問(類似の質問が複数ある場合は集約する。)及び質問に対する回答は、令和8年9月25日(金)からホームページにおいて公表する。ただし、質問の提出者名は公表せず、質問者に対し個別に回答しない。

(6) 入札参加資格審査申請書等の提出

入札参加者は次のとおり入札参加資格審査申請書等(以下「申請書等」という。)を提出すること。

ア 提出期間

令和8年9月14日(月)から令和8年9月28日(月)までの休日を除く午前9時から

ら午後5時まで

イ 提出先

「7の事務局」とする。

ウ 提出書類

(ア) 入札参加資格審査申請書【様式3】

(イ) 誓約書【様式4】

(ウ) 業務等実績調書【様式5】

※業務等実績調書に記載した実績が確認できる書類(契約書等の写し及び内容・規模等が確認できる書類)を添付すること。

(エ) 配置予定技術者調書【様式6】

※配置予定技術者が保有する資格(免許・資格者証の写し)及び所属会社と入札の申込日以前に3箇月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がわかるもの(保険証の写し等)を添付すること。

エ 提出方法

持参又は郵送等とし、その他の方法は一切認めない。

郵送等の場合は受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期間内に必着のこと。なお、不慮の事故等による紛失又は遅延等については一切考慮しない。

(7) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査の結果については、令和8年9月30日(水)までに入札参加者に対し、書面にて通知する。

(8) 競争入札参加資格がないと認められた者にする理由の説明

ア 入札参加資格がないと認められた者は、3の(7)の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、書面(様式は任意)を「7の事務局」に持参して説明を求めることができるものとする。なお、郵送又は電送によるものは受付けない。

イ 説明の請求に対する回答は、説明の請求を受けた日の翌日から起算して8日以内に、書面により行う。

(9) 入札保証金

免除とする。

(10) 入札及び開札

ア 日時

令和8年10月5日(月) 午前11時

イ 場所

別府市役所3階 入札室

ウ 提出方法

持参によること。

エ 提出書類

(ア) 入札書【様式7】

(イ) 委任状【様式8】

※入札参加者の代理人が入札等を行う場合は、委任状【様式8】を提出すること。

オ 入札執行回数

入札回数は2回を限度とし、初回の入札において落札候補者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。

なお、再度の入札で落札者がいなかった場合は、随意契約に移行する場合がある。

カ 入札書の記載金額について

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

キ 入札の辞退

入札参加者は、入札執行に至るまでは入札を辞退することができる。本入札を辞退する場合は、入札辞退届【様式9】を持参により提出すること。

なお、入札を辞退した場合に、今後、当市の行う業務等において不利益な取扱いを受けるものではない。

ク 入札参加者が1者の場合の措置

入札参加者が1者であっても、落札者を決定する。

ケ 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるとき

落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

コ 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

(ア) 入札に参加する者に必要な資格のない者又は提出書類に虚偽の記載をした者の入札

(イ) 競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札

(ウ) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札

(エ) 同一の入札について2以上の入札参加者の代理人となった者のした入札

(オ) 入札金額を訂正した入札

(カ) 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札

(キ) 落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示した者のした入札

(ク) 入札参加申請書等及び入札書類の説明を求めた場合において、正当な理由なくこ

れを拒否した者のした入札

(ケ) 当該入札において談合情報が寄せられ、次により談合があったものと認定された場合(談合情報と落札候補者が一致している場合で、次のaからdのいずれかに該当する場合)は、当該入札を無効とする。

a 当該談合情報における落札予定金額(率)(以下「落札予定金額(率)」という。)が入札結果と一致している場合

b すべての入札参加者が入札結果と一致している場合

c 入札結果と落札予定金額(率)との差額が僅少で、入札結果に不自然な事実がある場合

d その他談合の事実を示す具体的な物証又は証言がある場合

(コ) その他入札開始前の注意事項又は入札に関する条件に違反した入札

4 落札者の決定

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

5 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否

要とする。

(2) 契約保証金

ア 契約者は、別府市契約事務規則第6条の規定により、契約金額の100分の10以上の次のいずれかの契約保証を付さなければならない。

(ア) 契約保証金の納付

(イ) 契約保証金に代わる担保として発注者が確実と認める有価証券等の提供

(ウ) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証

(エ) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

イ 次に該当する場合においては、契約保証金が免除される。

(ア) 契約者が保険会社との間に当市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(3) 支払条件

令和8年度 1回

令和9年度 業務完了確認後、一括払い

6 その他

(1) この公告に定めのない事項については、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、別府市契約事務規則その他入札契約に関する法令等の定めるところによ

る。

(2) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(3) 当市は、開札後、落札決定をするまでの間に落札候補者が次のア又はイのいずれかに該当した場合は、当該落札候補者の行った入札を無効にするものとする。

この場合、当市は当該落札候補者の行った入札を無効にしたことに伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。

ア 指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けたとき。

イ 入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなったとき。

(4) 当市は、落札決定後、契約締結までの間に落札者が、(3)のア又はイのいずれかに該当した場合は、落札決定の取消又は仮契約の解除を行うことができるものとする。

この場合、当市は落札決定の取消又は仮契約の解除に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。

(5) 当市は、契約締結後において、落札者が(3)のア又はイのいずれかに該当した場合、契約の解除を行うことができるものとする。

(6) 落札者は、入札後に(3)のア又はイのいずれかに該当した場合は、当市に速やかに申し出ること。

(7) 入札者は、開札後、入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

7 事務局

本入札において、事務を担当する部局は次のとおりとする。

担当部局： 別府市 こども部 子育て支援課

住 所： 〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15号

電 話： 0977-21-3099

F A X： 0977-22-1780

E-mail： fas-hw@city.beppu.lg.jp